



教えて
マイナちゃん!

シリーズ「マイナンバー制度」⑬ マイナンバー(個人番号)カードの交付が始まります

今月から順次、申請済みの方へのマイナンバー(個人番号)カードの交付が始まります。

● 交付までの流れ

- ① マイナンバー(個人番号)カードを申請
- ② 市民課から交付通知書(ハガキ)が届きます
- ③ マイナンバー(個人番号)カードの交付

● 交付通知書(ハガキ)に書いてある受け取り場所(市民課または各支所)へ次のものを持ってご本人が手続きしてください。

※交付場所は変更できませんので事前にお問い合わせください。

● 持参いただくもの

- ▽ 市民課から送付された交付通知書
- ▽ 本人確認書類
- ▽ 通知カード
- ▽ 住民基本台帳カード(お持ち)

の方のみ)

※通知カードと住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)との交換になります。

※交付時に暗証番号を入力いただきますので、あらかじめ決めておいてください。

通知カードの受け取りについて

市民課や支所へ受け取りに行けない、仕事などで長期不在にしているなど、窓口で受け取りができない方は、市民課まで連絡をお願いします。ご事情をお伺いして受け取り方法を検討します。

問合先

市マイナンバー専用ダイヤル

☎57-9294

(平日・午前8時30分～午後7時、土日祝・午前9時～正午、年末年始を除く)

個人番号カードコールセンター

☎0570-783-578

(平日・午前8時30分～午後10時)なお、カード紛失時の一

時利用停止については24時間365日で受付中。

● マイナンバー制度に便乗する詐欺にご注意を!

● マイナンバーの通知や利用手続きで、国や地方自治体の職員が家族構成や年金、保険の状況を聞くことはありません。

● 不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出もきっぱり断りましょう。

● 少しでも不安を感じたら、左記までご連絡ください。

消費者センターホットライン ☎188

コンビニ交付サービスの休止

1月27日(水)～28日(木)

システム更新作業のため、コンビニ交付サービスを2日間休止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

Uターン就職支援金

支給額 10万円(1回限り)

支給要件 平成27年1月1日以降に①～⑤の要件を全て満たす方

- ① 高山市外から高山市内に住居登録地を移した方(※1)
- ② 高山市内の事業所(※2)に就職または就業した日の年齢が35歳未満の方
- ③ ①か②のいずれか早い日から1年を経過していない方
- ④ 出生から15年以内で最も長く住んだ場所が高山市内である方
- ⑤ 公務員でない方

申込方法 商工課(本庁2階)にある申込書に必要事項を記入のうえ、離職票や卒業証明などの写しを添えて窓口へ申し込む。(申込書はホームページからもダウンロードできます)

※1 市内に住居登録をしたまま市外の学校などに就学または就職していた方は、市外に居住していたことが証明できるものを提示ください。

※2 市外に本社を有する事業所のうち、定期的な人事異動に伴い市外への転勤が想定される事業所は除きます。

若者定住(U・I・Jターン)促進事業補助金

支援額 支払った月額家賃(共益費などを除く)と附属する駐車場の借上料の合算額の1/3以内で1万5,000円を上限(最大3年間)

支給要件 ①～④の要件を全て満たす方

- ① 高山市外から高山市内に住居登録地を移した方(※1)
- ② 高山市内の事業所(※2)にU・I・Jターン就職・就業された35歳未満の方
- ③ ①か②のいずれか早い日から1年を経過していない方
- ④ 公務員でない方

対象住宅 市内にある民間の借家・アパート(勤務する事業所の官舎や社宅、雇用促進住宅は除きます)

申込 商工課 ☎35-3144
広報ID Uターン1005776/定住促進1002804